

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を				
	改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由 審査申し立ての際に提出する「審査申立書」について、押印を求める文言を削除する。					
(2) 主な改正内容 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の第21条第2項中の「記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。					
(3) 施行日 令和5年4月1日から施行する。					
(4) 影響及び効果 押印を求める手続きの見直しが行われる。					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課による事前審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。